

市立小中学校における

新型コロナウイルス感染症に係る感染対策について

9月1日より小中学校では2学期が始まります。

本市では通常通りの登校で開始しますが、これまで以上に感染防止対策を強めて、学校が感染拡大の場所にならないよう努めてまいります。

主な感染防止対策は、次のとおりです。

1 児童生徒の登校について

- 同居家族に風邪症状が見られる場合と同居家族等が濃厚接触者になった場合は、登校させない。
- 発熱などの風邪症状があり、すぐに治まった（例：夜に発熱し、翌朝解熱）場合も登校を控える。
- 登校直後に風邪症状が見られる場合は、速やかに帰宅させる。
- 検温結果及び健康状態を児童生徒が校舎に入る前にチェックし、把握する。
- 学校へ来られない児童生徒には、タブレットを使った授業動画配信で学びを支援する。

2 換気について

- エアコン使用時においても、窓や出入り口を開けて換気する。
- 換気は、空気の流れを意識し、教室と廊下の窓を少なくとも2か所を開ける。

3 学校教育活動における留意事項

(1) 各教科学習等について

- 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は行わない。

- ① 近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ② 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等

【例】

- ・音楽 室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭 児童生徒どうしが近距離で活動する調理実習
- ・体育 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・理科 児童生徒どうしが近距離で活動する実験や観察
- ・図面工作、美術 児童生徒どうしが近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

(2) 学校給食について

- 給食の配食は、当面の間、教職員が行う。
- 児童生徒等全員が、給食の前に石けんを用いた手洗いをを行う。必要に応じて、アルコール等での手指消毒を徹底する。
- 喫食にあたっては、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。

(3) 清掃について

- 清掃については、身の回りのごみ拾い等の簡単清掃にする。
- トイレ掃除について、トイレの便座、便器の蓋、トイレットペーパーホルダー、水洗レバー等を家庭用洗剤以外で消毒する場合は教職員が行う。
- 清掃後は石けんによる手洗いを徹底する。

(4) 休み時間や登下校について

- 遊んだ後の手洗いの徹底をし、教師がチェックをする。
- 登下校時が密になる場合は、登下校時間に通常より幅をもたせる。
- 教員の目が必ずしも届くとはかぎらないので、児童生徒が感染防止の行動がとれるようにするために、感染症対策の大切さを指導するとともに、感染防止の行動がとれるような工夫をする。

(5) 部活動について

- 部活動は、当面の間中止する。

問合せ先 教育部学校教育課 課長補佐 夏目（電話 51-2822）
教育部教育政策課 主 幹 大林（電話 51-2391）